

平成23年度の年金額の改定について

平成23年4月からの年金額は、原則として0.4%の減額となります。

これは、平成22年の物価が前回の改定が行われた平成18年度の前年である平成17年の物価に比べ0.4%下落したため、法律の規定によりその分減額となるものです。

なお、減額後の年金額は、本年6月15日支給分(4月分、5月分)から反映されることとなりますので、6月上旬に「年金改定証書」をお届けします。

1 減額後の退職共済年金額の計算例について

(下記計算式における改定率が0.985から0.981へ改定され、算定の結果、年金額が減額となりますが、改定前の年金額を直接0.4%マイナスした額とは、必ずしも一致しません。)

ア 65歳以上の方の場合

厚生年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

b 平均給料月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

職域年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

b 平均給料月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

経過的加算

定額単価 × 組合員期間の月数 × 0.981

- 788,900円 × $\frac{\text{組合員期間のうち老齢基礎年金の額の算定の基礎となった月数}}{480\text{月}}$

加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)

+ + + () = 減額後の年金額

イ 65歳未満の方の場合

厚生年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

b 平均給料月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

職域年金相当部分(a+b)

a 平均給与月額 × 給付乗率 × 平成15年4月以後の組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

b 平均給料月額 × 給付乗率 × 平成15年3月までの組合員期間の月数 × 1.031 × 0.981

定額部分

定額単価 × 組合員期間の月数 × 0.981

加給年金額(組合員期間20年以上で加算対象者がいる場合。下記ウを参照。)

+ + () + () = 減額後の年金額

(注)昭和22年4月2日から昭和24年4月1日までの間に生まれた方については、とが64歳になられた翌月分から加算の対象となり、昭和24年4月2日以降生まれの方については、のみが65歳になられた翌月分から加算の対象となります。

ウ 「加給年金額(退職共済年金の加算額)」、「中高齢寡婦加算額(遺族共済年金の加算額)」の引き下げ

区 分	年金受給者の生年月日	改定前	改定後	
加給年金額	配偶者 (注1)	昭和9年4月1日以前	227,900円	227,000円
		昭和9年4月2日～15年4月1日	261,500円	260,500円
		昭和15年4月2日～16年4月1日	295,200円	294,000円
		昭和16年4月2日～17年4月1日	328,900円	327,600円
		昭和17年4月2日～18年4月1日	362,500円	361,000円
		昭和18年4月2日以降	396,000円	394,500円
	子 (注2)	2人まで1人につき	227,900円	227,000円
3人目から1人につき		75,900円	75,600円	
障害共済年金の加給年金額(配偶者)		227,900円	227,000円	
中高齢寡婦加算額		594,200円	591,700円	

(注)1 40歳以上65歳未満の配偶者をいいます。

2 18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、または20歳未満の障害の状態にある子をいいます。

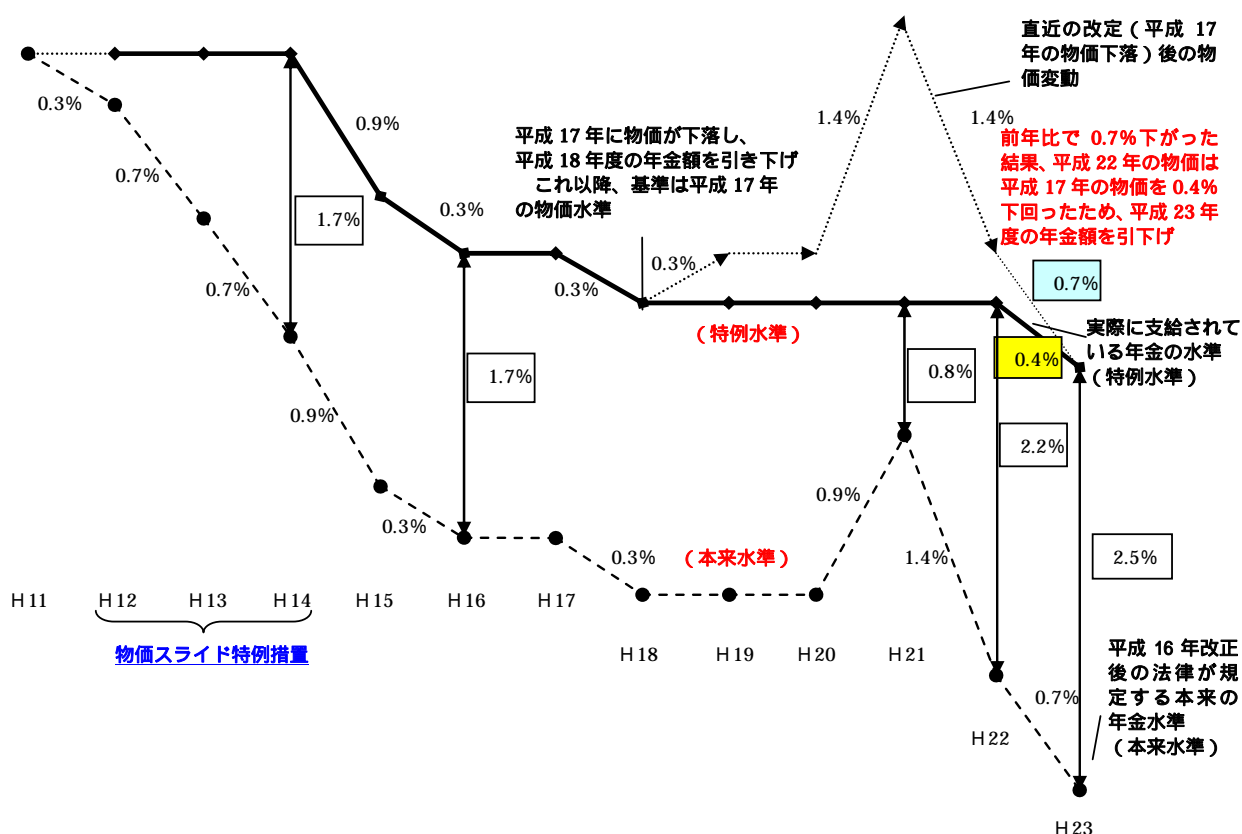
2 年金額の減額改定について

現在、年金を受給されている方の多くは、平成16年の法律改正前の算定による額(「特例水準の額」といいます。)が年金として支払われています。

この特例水準の額は、平成12年度から平成14年度までの物価の下落に伴う年金額の改定を行わなかったことにより、本来の年金額(「本来水準の額」といいます。)より高い水準となっています。このことから、この額は物価が上昇しても据え置き、物価が直近の年金額改定の基準となる物価(現在では平成17年の物価)を下回った場合は、その分だけ引き下げることとされています。

平成22年の物価は、前年と比較すると**0.7%**のマイナスですが、基準となる平成17年の物価と比較すると**0.4%**のマイナスでした。

その結果、現在支払われている年金額(特例水準の額)は平成23年4月から**0.4%**の減額となります(下図参照)。



3 よくあるご質問

問1 他の公的年金も、共済年金と同様に年金額が下がっているのですか。

答 国民年金や厚生年金保険などの他の公的年金も平成23年度の年金額は、共済年金の年金額と同様に平成22年度に比べて0.4%の減額改定となっています。

なお、国民年金の老齢基礎年金の場合、平成22年度は792,100円(満額支給額)でしたが、今回の減額改定により、平成23年度は788,900円(満額支給額)となりました。

問2 私の年金は0.4%以上下がっていますが、なぜですか。

答 0.4%の減額改定の他に年金の支給額が減額となる主な理由としては、次の事由が考えられます。

1 決定年金額が減額となる主な事由

(1) 退職共済年金受給者が65歳に到達し、本来支給の年金額に切替わる場合

平成23年3月又は4月に65歳に到達した場合は、その翌月から、本来支給の退職共済年金の額に切り替わります。本来支給の年金額は、64歳までの年金額に含まれている老齢基礎年金に相当する額(「定額部分」といいます。)が減額となります。なお、老齢基礎年金は65歳到達に伴い、請求手続きをしていただければ日本年金機構から支給されることとなります。

(2) 配偶者又は子の年齢到達に伴い加給年金額の加算がなくなる場合

平成23年3月又は4月に配偶者が65歳に到達した場合はその翌月から、子が平成22年度中に18歳に達した場合は、平成23年4月から加給年金額の加算がなくなります。

(3) 遺族共済年金受給者が65歳に到達し、中高齢寡婦加算が経過的中高齢寡婦加算に切替わる場合

遺族共済年金受給者が65歳に到達すると、自身の国民年金の老齢基礎年金も受給できることとなるため遺族共済年金に加算されていた中高齢寡婦加算がなくなり、かわって経過的中高齢寡婦加算が加算されることとなります。なお、経過的中高齢寡婦加算に切替わる時期及び切替え後の額は次表のように生年月日により異なります。

生年月日	3月まで	4月から	5月から
昭和21年3月2日～4月1日生まれ	594,200円(a)	217,000円(b)	同左
昭和21年4月2日～5月1日生まれ	594,200円(a)	591,700円(a)	197,300円(b)

(a) 65歳未満の中高年齢寡婦加算

(b) 65歳到達による経過的中高年齢寡婦加算

2 停止額の増額により支給年金額が減額となる主な事由

(1) 支給停止調整額が47万円から46万円に引き下げられたことに伴い減額となる場合

平成23年4月から再就職に伴う年金の一部支給停止額の計算に使用する支給停止調整額が47万円から46万円に改定されました。このことにより、再就職先の標準報酬月額及び標準賞与額の月額相当額が同額であっても年金の支給額が減額になる場合や、以前は支給停止に該当していなかった方が新たに支給停止となる場合があります(詳しくは、当ホームページ中「再就職されている方へのお知らせ」再就職に伴う年金の支給停止調整額の改定について」を参照ください。)

(2) 加給年金額対象者が自身の年金を受給することとなる場合

加給年金額対象者である配偶者が、自身の年金(被用者年金制度に20年以上(20年以上とみなされる場合を含む。)加入したもの。)を受給することとなった場合は、加給年金額の加算が停止となり、支給年金額が減額となります。

3 保険料の特別徴収に係る変更により支給額が減額となる場合

年金から、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、個人住民税が特別徴収される場合がありますが、これは個々の受給者の方の状況により、お住まいの市町村が決定しているものです。

徴収の有無や徴収額の変更に伴い、支給年金額が減額となる場合もありますが、保険料の徴収に係る変更の理由などにつきましては、お住まいの市町村の担当課の窓口へお問合せ願います。